

「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の安全対策に係る検討会」開催要綱（案）

（目的）

第1条 温室効果ガス排出抑制の観点から実用化に向けた取組が進められている燃料電池自動車について、従来（35MPa）より高圧な水素ボンベ（70MPa）を搭載した燃料電池自動車の普及が進むことが予想されることから、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所に、従来より高圧の水素充てん設備を設置した場合に必要な安全対策の確保方策について検討を行うため、「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の安全対策に係る検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

（検討事項）

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- （1）給油取扱所に従来より高圧な水素充てん設備が設置される場合の危険要因の抽出・分析に関する事項
- （2）給油取扱所に従来より高圧な水素充てん設備が設置される場合の安全対策に関する事項
- （3）その他必要な事項

（検討会）

第3条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、消防庁危険物保安室長が委嘱する。

2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

5 検討会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

（任期）

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成24年3月31日までとする。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成23年7月14日から実施する。